

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

### a. 企業間の連携

※ 顧客要求事項（満足度）の向上に向け、取引先様 および、協力工場との共存共栄による情報交換会の開催を推進（主要な取引先様：1回/月、協力工場様：随時）

### b. IT 実装支援

※ 社内在庫管理システムの構築、データの共有化による相互利用の推進

### c. 専門人材マッチング

※ 地域住人の雇用確保として、近隣住人の新卒（第二新卒他）社員・契約社員等の採用

### d. グリーン化の取組

※ 限りある資源の有効活用（半田使用量の削減、廃棄物の削減 他）、グリーン調達（取引先様のグリーン調達基準に準ずる）の推進

### e. 健康経営に関する取組

※ 安全衛生委員会への産業医の参画による健康管理講話の導入（1回/月）、産業医による健康相談の適用（随時）

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

## ② 手形などの支払条件

下請代金は限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

## ③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

## ④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、協力会社様に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、協力会社様に取引上一方的な負担を強要することなく、事業再開時の際には、できる限り取引関係の継続等に配慮致します。

### 3. その他（任意記載）

約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払い電子記録債権への移行に取り組みます。

2024年4月30日

株式会社筑波エレクトロン 代表取締役社長 清水 紀行  
企業名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。